

議 事 日 程 (第3号)

令和4年9月14日 午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第43号 令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第44号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第45号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第46号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第47号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第48号 令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第49号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第50号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
- 日程第 9 議案第51号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第52号 自治功労者の推戴について
- 日程第11 議案第54号 令和4年度須恵町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第55号 令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第56号 令和4年度須恵町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第43号 令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第44号 令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第45号 令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第46号 令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第47号 令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第 6 議案第 48 号 令和 3 年度須恵町水道事業会計決算の認定について
日程第 7 議案第 49 号 須恵町公共施設等整備基金条例の制定について
日程第 8 議案第 50 号 須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について
日程第 9 議案第 51 号 須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10 議案第 52 号 自治功労者の推戴について
日程第 11 議案第 54 号 令和 4 年度須恵町一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 12 議案第 55 号 令和 4 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 13 議案第 56 号 令和 4 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 14 委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

1 番	白 水 春 夫	2 番	男 澤 一 夫
3 番	稲 永 辰 己	5 番	藤 野 正 剛
6 番	川 口 満 浩	7 番	百 田 輝 子
8 番	世 利 孝 志	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	田 ノ 上 真
12 番	田 原 重 美	13 番	三 上 政 義
14 番	今 村 桂 子	15 番	松 山 力 弥

欠席議員 なし

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	主任主事	吉 開 英
-----	-------	------	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
税 務 課 長	合 屋 真 由 美	都 市 整 備 課 長	世 利 昌 信

まちづくり課長	吉川 聡 士	地域振興課長	平山 幸 治
福祉課長	安河内ひとみ	住民課長	百田 敦
会計管理者	横山 剛	健康増進課長	舩本直明
学校教育課長	吉本孝治	ふるさと応援課長	船井弘喜
子育て支援課長	稲岡慎太郎	社会教育課長	伊藤泰彦
上下水道課事業課長	岩崎 勝	上下水道課管理課長	権藤武範
総務課参事	黒川忠敬	総務課長補佐	白水婦美
学校教育課参事	松本孝之	監査委員	吉松辰美

午前10時00分開議

○議長（松山 力弥） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

ここで一括議題についてお諮りします。議案第43号から議案第48号までは、関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

日程第1. 議案第43号

日程第2. 議案第44号

日程第3. 議案第45号

日程第4. 議案第46号

日程第5. 議案第47号

日程第6. 議案第48号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第2、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について、以上6議案を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○決算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定についてまでの6議案について、審査の経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書12ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額118億6,480万1,289円、対前年度比14.3%減に対し、歳出総額114億8,001万5,427円、対前年度比14.3%の減で、歳入歳出差引額は3億8,478万5,862円となりました。

経常収支比率は前年度からの6.4ポイント下がって、86.2%となり、改善傾向にあります。この指標は町村にあつては70%程度にとどまることが妥当とされていますので、依然とし

て財政構造の硬直化、ゆとりがない状況は続いています。

令和3年度は翌年度へ繰越す財源として、繰越明許費を2億6,876,000円計上し、歳入歳出差引額から繰越額を差し引いた額、実質収支額は3億8,209万9,862円となり、12年連続の黒字決算となっています。

この実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支は3,420万7,000円のマイナスとなりましたが、単年度収支に実質的な黒字要素を加え、赤字要素を控除した実質単年度収支5億7,231万9,000円の黒字となりました。

財政調整基金は100万円の取り崩しがありましたが、利子及び不動産売払い収入、寄附金、決算余剰金の6億7,526,000円を積立て、総額は31億4,602万2,000円となりました。

歳入において、自主財源では町税が31億7,709万9,000円で、町民税は個人分の納税義務者の増加などにより前年度比2,756万円の増で、固定資産税はコロナ特例や軽減措置により516万円の減、軽自動車税は443万6,000円の増、町たばこ税は1,802万の増です。町税全体では0.4%、1,361万7,000円の増収となりました。

寄附金はふるさと応援寄附金及び一般寄附金の減により3億4,976万4,000円の減額ですが、ふるさと応援寄附金額は高い水準を保っています。

繰入金には財政調整基金繰入金から100万円の繰入れをしております。繰越金は2,269万4,000円の増額です。

依存財源では、地方交付税23億4,187万4,000円、前年度比、金額で3億9,352万4,000円、率にして20.2%の増、地方消費税交付金6億2,166万3,000円、前年度比5,829万9,000円、率にして10.4%の増、国庫支出金24億8,199万4,000円、前年度比21億8,517万3,000円、率にして46.8%の減、県支出金8億7,301,000円、前年度比1億4,295,000円、率にして11.4%の減、町債は6億5,505万7,000円、前年度比1億7,164,000円、率にして19.6%の増となっています。

自主財源は、前年度に比べ3億1,256万4,000円、6.2%の減となっていますが、歳入合計に対する構成比は3.6ポイント増加しています。対して依存財源は、国庫支出金の減額により歳入合計に対する構成比は3.6%減少しました。

令和3年度の地方債の借入額は6億5,505万7,000円で、主なものは臨時財政対策債4億3,105万7,000円、緊急防災減災事業債860万円、小学校施設改修事業債8,740万円、社会教育施設改修事業債1億150万円、緊急自然災害防止対策事業債960万円、農林水産業施設災害復旧事業債50万円です。また、年度末の地方債残高は73億

8,191万9,000円で、前年度に比べると8,134万9,000円増加しております。

歳出において、前年度と比較した決算増減額の主なものは、2款総務費では、財政調整基金積立金5億1,271万3,000円の増、減債基金積立金1億1,811万円の増、コミュニティバス購入費3,168万2,000円の増。

3款民生費は、非課税世帯等臨時特別給付金事業2億6,560万円の増、子育て世帯への臨時特別給付金事業5億8,010万円の増、保育実施委託料及び負担金4,369万5,000円です。

4款衛生費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業2億1,004万3,000円の増、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金4,437万6,000円の増です。

6款農林水産業費は、ため池ハザードマップ作成業務委託料3,191万円の増。

7款商工費は、小規模事業者経営継続支援補助金4,399万円の増。

8款土木費は、自然教育林整備工事請負費921万6,000円の増。

9款消防費は、中部防災センター（仮称）建設事業費835万3,000円の増です。

10款教育費は、文化会館舞台照明改修工事請負費1億1,286万円の増。

11款災害復旧費は、道路・橋梁災害復旧事業費799万4,000円の増、農地農業用施設災害復旧事業費2,139万6,000円の増、林業施設災害復旧事業費1,971万6,000円の増です。

歳出を性質別に見ると、主なものは人件費15億1,282万円で、前年度比4,758万3,000円、3.2%の増、扶助費29億7,556万6,000円で55.8%の増、普通建設事業費5億4,525万3,000円で、4億4,802万8,000円、45.1%の減です。

災害復旧事業費4,923万3,000円、物件費23億4,641万8,000円で、前年度比666万4,000円、0.3%の減、扶助費等12億750万円で、前年度比30億2,011万6,000円、71.4%の減、積立金4億204万3,000円で、前年度比4億5,404万7,000円、101.4%の増です。

令和3年度の特別会計への操出金は、国民健康保険特別会計2億3,743万円で、3,407万2,000円の減、後期高齢者医療特別会計4億4,294万4,000円で、2,741万5,000円の増、公共下水道事業特別会計2億7,442万9,000円で、2,201万1,000円の減、農業集落排水事業特別会計4,183万円で、740万2,000円の減額です。

特別会計への操出金は、合わせて9億9,663万3,000円で、前年度より3,607万円の減額となりました。

また、地方自治法第233条第5項の規定により、会計年度における主要な施策の成果を説明

する書類として、須恵町実施計画個別シートの提出がありました。この個別シートは、総合計画並びに須恵町行政評価制度に基づき各事業に評価指数目標値を設定し、事業完了後に事業の進捗状況を数値的に分析することで事業の効率化や改善を目指すことを目的とするものです。

今回は、主要施策の成果の資料として、一般会計について29事業の個別シートが提出されました。

質疑として、歳入において14款国庫支出金では、マイナンバーカード国庫補助金の今後についての質疑に、マイナンバーカード交付事務補助金については、令和4年度までで5年度は未定ですが、来庁に加え出張申請に力を入れ交付率を伸ばす予定ですので、交付率の伸びに伴い補助金の増額が見込めそうですとの答弁がありました。

17款寄附金では、篤志寄附金100万円、久我記念館の購入備品についての質疑に、町内陶芸家の須恵焼のつぼなどを購入したとの答弁がありました。

歳出において、2款総務費では、ホームページのリニューアルとアクセス数の質疑については、契約業者の変更です。アクセス数は伸びており、令和2年度159万2,694件、3年度、174万2,818件でしたとの答弁がありました。滞納整理指導員の効果についての質疑に、現場には出られないので詳しく業務を指導していただき、業務内容を学習できたとの答弁がありました。マイナンバーカードによる国民健康保険の利用状況についての質疑に、須恵町の医療機関の中ではあまり伸びていないとの答弁がありました。

3款民生費では、DVに関する電話相談についての質疑に、相談件数は1市7町で令和3年度が984件で、須恵町は8件でした。緊急事態の相談はありませんでしたとの答弁がありました。非課税世帯等臨時特別給付金の給付件数の質疑に、2,656件の給付となります。現在も継続している事業で9月20日時点で2,816世帯に給付していますとの答弁がありました。コロナ関係の臨時交付金による給食材料費補助についての質疑に、町で動くかは様子を見ているが、給食について各学校に調査を行った結果、不足はない、賄えているとの回答を得ているとの答弁がありました。

4款衛生費では、地域猫事業の効果、苦情の件数はとの質疑に、これ以上、餌をやらないようにとの注意喚起もしている。苦情は月二、三件と多いが捕獲ができない。雄の去勢手術、雌の避妊手術でこれ以上増やさない効果は出ているとの答弁がありました。空き家対策事業の状況はとの質疑に、乙植木1軒が通知勧告により自ら解体、山の神2軒が通知とお願いに行き自ら解体、旭ヶ丘3軒長屋のうち両端の2軒が寄附し、真ん中の所有者との交渉が続いている状況ですとの答弁がありました。一般不妊治療費助成金の今後についての質疑に、保険適用になるため令和4年3月までに治療を受けた人は対象になりますが、令和4年4月からはなくなりますとの答弁がありました。

9款消防費では、AEDの使用実績の質疑に、使用実績はないとの答弁がありました。

10款教育費では、待機児童支援事業の現状についての質疑に、4月1日時点で2人、現在31人の待機ですが、認可保育所に入れなかった場合、認可外保育園との差額を補助していますとの答弁がありました。食材の節約についての質疑に、注文先、数量などについて無駄が出ないように節約しているとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書258ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額29億4,960万7,511円、歳出総額29億4,526万4,554円で、歳入歳出差引額は434万2,957円となっており、実質収支額も同様です。これを単年度収支で見ると253万4,290円の赤字で、単年度収支から実質的な黒字要素を加え、赤字要素を差し引いた実質単年度収支は2,618万4,446円の黒字となっています。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、調定に対する収入率は93.1%、そのうち国民健康保険税が71%です。歳出合計の予算に対する執行率は100%となっています。対前年度比較ですが、歳入では4款県支出金が21億5,334万8,000円で、率にして4.1%。

7款諸収入が1,124万2,429円で、率にして67.8%の増となっており、1款国民健康保険税が36万691円の減、率にして0.1%。

5款繰入金が3,407万2,327円の減、率にして12.5%。

6款繰越金が5,915万5,546円の減、率にして89.6%の減となっております。

歳出では、3款保険給付費が20億8,890万4,624円で4.8%。

6款保険事業費が3,209万5,327円で、7.8%の増となっており、1款総務費が997万9,376円の減、率にして35%。

3款国民健康保険事業費納付金が5,849万3,306円で、率にして7%。

8款諸支出金が3,784万2,239円で、53.4%の減となっております。

令和3年度の国民健康保険税の収納率は現年度93.65%で、前年度比1.09ポイント増、滞納繰越分15.9%で1.33ポイントの増となっており、全体では71.01%で前年度より3.72ポイント上回っています。不納欠損額は1,520万5,559円で、人数は84名となっています。本年度の決算額は前年度と比較すると歳入が約1,030万円、歳出が約776万円の減となっております。

令和2年度における新型コロナウイルス感染拡大の影響による医療機関の受診控えから回復し、前年度から比較すると保険給付費が約9,623万円増加しており、これに伴って保険給付費に

充てられる県支出金が増加しております。普通交付金の過大交付額が減少し、これの精算に伴う保険給付費等交付金償還金も減少しています。また過去3年の医療費実績により算定される国民健康保険事業費納付金は令和2年度の医療費が新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えで減少したことにより、算定額が前年度比較で約5,849万円減額となっています。

これに保険税収納率の向上や特別交付金の増加等の要素が加わって、国民健康保険特別会計の赤字補てんのための一般会計繰入金は200万円となり、前年度と比較すると3,000万円の減となりました。

主要な施策の成果の説明の主なものとして、健康保険税還付徴収事務について、保険税収納率目標値92.5%に対し、1.2ポイント上回り目標を達成した事、特定健診・特定保健指導実施事業について、特定健診受診率、目標値45%に対し、6.4ポイント下回り目標を達成できなかったこと、連続受診者の新型コロナ感染拡大により受診控えから回復していないことが、その要因であることの報告を受けております。

質疑として、不納欠損対応即時の内容についての質疑に、不納欠損は令和2年度3,933万8,000円、令和3年度1,520万6,000円でした。対応として預金、給与の差押えを住所を追っていき、新住所でも行っていますが、調査しても新住所の情報が得られないなどの理由で不納欠損となっています。即時の内容ですが、破産宣告などで取るものがないときはとします。今回は相続放棄の2人分ですとの答弁がありました。

国保と町税など滞納の関連の質疑に、ほとんどが両方の滞納であるとの答弁がありました。時効についての質疑に、納付がなくなってから時効の計算が始まる。納付がなくなってから5年で時効となりますとの答弁がありました。国民健康保険短期被保険者証の発行件数の質疑に、令和4年8月1日時点での発行件数は577枚、297世帯ですとの答弁がありました。国保税収の状況についての質疑に、国保被保険者数は減っており収納率は上がっているため、不納欠損は減少していくと思われそうですとの答弁がありました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書290ページです。

実質収支に関する調査ですが、歳入総額4億170万1,440円、歳出総額3億7,914万8,082円で歳入歳出差引額は2,255万3,358円となっており、実質収支額も同様です。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.4%、調定に対する収入率は98.7%、歳出合計額の予算に対する執行率は100%となっています。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料2億7,368万500円、歳入合計に対する構成比は68.1%、3款繰入金1億859万6,797円、歳入合計に対する構成比27%が大半を占め

ています。

歳出では、2款後期高齢者医療広域連合納付金3億6,648万5,413円、歳出合計に対する構成比96.7%が主なものです。

主要な施策の成果の説明として、健康保険料還付徴収事務について、保険料収納率、目標値99.3%に対し目標を達成したことの報告を受けております。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書308ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額11億1,031万307円で、前年度比3.3%、3,558万8,033円の増です。

歳出総額は11億352万9,740円で、前年度比3.3%、3,554万2,573円の増です。

歳入歳出差引額は、678万567円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は4億5,460万円で、黒字決算となりました。歳入合計額の予算に対する収入率は100.2%、前年度比0.1ポイント増です。調定に対する収入率は99.3%で、前年度比0.1ポイント増です。

歳出合計額の予算に対する執行率は99.6%で、前年度比0.1ポイント増です。

歳入の主なものは、1款1項負担金が供用開始面積の増により、前年度比14.8%、528万9,200円の増となりました。

2款1項使用料は、公共下水道への接続が増えたことにより前年度比3.7%、1,097万160円の増となりました。

3款国庫支出金は、前年度比5%、403万8,000円の増。

5款1項他会計繰入金は、前年度比7.4%、2,201万1,000円の減。

7款諸収入は、前年度比7.8%、137万1,048円の減。

8款町債は、前年度比12.4%、3,940万円の増です。

歳出の主なものは、1款総務費が前年度比3.8%、910万2,532円の増。

2款下水道事業費が、前年度比5.1%、1,692万362円の増。

3款公債費が、前年度比1.9%、951万9,679円の増です。

町債の今年度借入額は、3億5,650万円、償還未済額は66億381万8,777円です。なお、下水道普及率は80.7%です。

主要な施策の成果の説明として、公共下水道施設整備事業では、計画目標値の467ヘクタールを超える469.1ヘクタールを完了できており、令和2年度をおおむね完成を目指し工事が

進んでいると報告を受けております。

また、公共下水道事業財務事務につきましても、令和6年4月の法適用企業会計移行に向け固定資産の調査、評価、評価方法のマニュアル作成と、予定していた条文の全てを達成できているとのことです。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、決算書332ページです。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額7,582万3,094円で、前年度比16.1%、1,452万3,302円の減です。

歳出総額は7,302万8,392円で、前年度比16.3%、1,426万6,995円の減です。

歳入歳出差引額は279万4,702円となっており、実質収支額も同額です。単年度収支は25万6,307円で、赤字決算となりました。

歳入合計額の予算に対する収入率は100.1%、前年度比0.1ポイント増です。調定に対する収入率は99.9%で、前年度と同率です。歳出合計額の予算に対する執行率は、99.4%で、前年度比0.2ポイント減です。

歳入の主なものは、2款1項使用料は前年度比0.3%、1万7,295円の減。

3款繰入金が、前年度比15%、740万2,000円の減。

6款町債が、前年度比20.7%、630万円の減。

歳出の主なものは、1款総務費が前年度比15.7%、54万9,900円の増。

2款農業集落排水事業費が、前年度比34.7%、689万8,396円の減。

3款公債費が、前年度比12.4%、791万8,499円の減です。

町債の今年度借入額は2,420万円、償還未済額は3億3,616万9,349円です。

主要な施策の成果の説明として、農業集落排水事業財務事務では、公共下水道事業特別会計同様、法適用企業会計移行に向け固定資産の調査、評価、評価方法のマニュアル作成等予定した事業を達成できているとの報告を受けました。

以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

続いて、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定について、別冊の水道事業会計決算書26ページをお願いします。

営業実績で、給水人口は2万8,990人で、前年度から178人増加しました。

年間総排水量は274万8,394立方メートル、年間総有収水量は263万9,733立方メートルで、1万8,724立方メートルを増加し、有収率は96.05%、水道普及率は

99.61%でした。

排水施設改良工事は、佐谷地区13工区、水道管切換工事ほか5件が施行されました。

収益的収支は、費用の節約に努めたことにより、水道事業収益6億1,749万9,957円に対し、同費用は5億3,072万2,259円で差引き8,677万7,698円の黒字となっております。その結果、当年度未処分利益剰余金は7億8,153万1,169円となりました。

基本的収支では、工事負担金が前年度より減となっており、収入1,534万6,650円に対し、支出は1億5,803万6,184円、差引き1億4,268万9,534円の不足額につきまして、過年度損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税、資本的収支調整額で補てんされています。

主要な成果の説明として、水道事業会計では決算書では見えない項目を独自評価しているというものでした。上下水道料金、調定事務では水道水の未申請利用の防止についての取組、浄水場管理事務では、水質の毎日検査での濁度を用いての水質管理、また給水申請及び検査事務では、宅内と給水施設検査における工事の精度向上と、それぞれで目標値をほぼ達成できているとの報告を受けました。以上、採決の結果、全員賛成で認定としております。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。議案第43号から議案第48号までについては全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第43号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第43号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定とするものです。よって、議案第43号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第43号令和3年度須恵町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第44号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第44号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第44号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第44号令和3年度須恵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第45号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第45号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第45号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって議案第45号令和3年度須恵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第46号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第46号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第46号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第46号令和3年度須恵町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第47号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第47号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第47号令和3年度須恵町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

議案第48号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第48号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は認定するものです。よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第48号令和3年度須恵町水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7. 議案第49号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） おはようございます。議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、須恵町公共施設等総合管理計画によりますと、今後、老朽化する全ての公共施設の改修長寿命化を行った場合、毎年8,000万円以上が不足するとの試算が出ています。安全で質の高いサービスを提供し続けながら、急激に拡大する建て替えの需要に備え、次世代へ

の負担を軽減させるための対策、取組を実施することが必要となります。

このことから、将来における公共施設等の整備財源の確保を目的として、公共施設等整備基金を設置するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページをお願いします。

基金条例制定に必要な事項を定めています。第1条に基金の設置について、第2条に積み立てる額について、第3条に基金の管理について、第4条に基金の運用から生ずる収益の処理について、第5条に繰替え運用について、第6条に基金の処分について、第7条に必要な事項は町長が別に定めるとしています。

附則で、この条例は令和4年10月1日から施行するとしております。

質疑として、年間どれくらい残せる見通しかというものに対し、回答は年度によって事業量等が変わるので、現時点では分からないというものでございました。もう1点、今年度は6億円残せる見込みというものでございました。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第49号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第49号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第49号須恵町公共施設等整備基金条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 議案第50号

○議長（松山 力弥） 日程第8、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、オープンイノベーションセンター設置条例の制定について、地方自治法第156条第1項の規定に基づき必要な事項を定めるため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

これまで、須恵町役場庁舎3階に配置されていたふるさと応援課の配置場所が、オープンイノベーションセンターに変更されましたので、本庁組織の出先機関としての位置づけを行うものです。次ページにて、この条例は第1条から第3条で構成されており、第1条で設置、第2条で名称及び位置、第3条で委任について定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとなっております。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第50号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第50号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第50号須恵町オープンイノベーションセンター設置条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第51号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則が改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い条例の改正を行うものです。

5ページ、新旧対照表をお願いします。

第2条第3号アの改正は、非常勤職員のこの出生日から57日以内の育児休業の取得要件を緩和する改正です。現行、子が1歳6か月に達する日まで、雇用関係が終了することが明らかでないことが要件でしたが、改正後では、この出生日後57日目から6か月を経過する日までに、雇用関係が終了することが明らかでないことと要件が緩和されます。

第2条第3号イ第2条の3第3号及び第2条の4の改正は、非常勤職員の育児休業の取得を柔軟化するための改正です。現行1歳から1歳6か月になるまでの子又は1歳6か月から2歳になる子を養育する非常勤職員が、1歳到達日以降に育児休業を取得しようとする場合、非常勤職員

本人又は配偶者がこの1歳到達日又は1歳6か月到達日に、育児休業をしている場合で、育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合で、なおかつこの1歳到達日の翌日又は1歳6か月到達日の翌日を育児休業の開始日としようとする場合に限られていました。改正後は、本人と配偶者の育児休業に切れ目がなければ、1歳到達日の翌日又は1歳6か月到達日の翌日に限らず、夫婦で交代して取得できるなど、取得の要件が柔軟化されます。

第3条第5号の改正は、育児休業の取得回数制限を緩和する改正です。育児休業の取得が原則2回まで可能になったことから、育児休業等計画書の申出は不要となり、条文を削除し、第6号以下の号を繰り上げるものです。

改正後の第3条第7号の規定は、引き続いての採用又は更新による再度の育児休業について、非常勤職員と同様に任期を定めて採用された職員も含めて取り扱うように改正するものです。

附則第1条で、この条例は令和4年10月1日から施行するとしております。

第2条で、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する、この条例による改正前の第3条及び第10条の規定の運用については、なお従前の例によるとしています。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第51号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第51号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第51号須恵町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第52号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第52号自治功労者の推戴についてを議題とします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第52号自治功労者の推戴について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

自治功労者に下記のを推戴したいので、須恵町表彰条例の規定により本議会の同意を求めます。住所、糟屋郡須恵町大字旅石151番地10、氏名、原野敏彦、生年月日、昭和27年3月14日。

提案理由、自治功労者の推戴について提案するものでございます。

2 ページに経歴書をつけております。

原野氏は、須恵町の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員を平成7年10月1日から平成15年9月30日まで、民生委員、児童委員を平成7年12月1日から平成15年2月12日まで、須恵町消防団副団長を平成8年4月1日から平成10年3月31日まで、須恵町消防団長を平成10年4月1日から平成12年3月31日まで、須恵町議会議員を平成15年5月1日から平成31年4月30日まで、須恵町議会副議長を平成23年5月10日から平成27年4月30日までお勤めになりました。また、保護司を平成16年10月10日から現在に至るまで、須恵町恵西区区長を令和4年4月1日から現在に至るまでお勤めになっています。

須恵町表彰条例の第5条第3号に、町議会議員在職16年以上とあり、規定に該当するため自治功労者として推戴するものです。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で同意しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。討論を省略し、議案第52号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は同意です。よって、議案第52号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第52号自治功労者の推戴については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11. 議案第54号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。14番、今村恵子君。

○予算審査特別委員長（今村 桂子） 議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書、1ページをお願いします。

令和4年度須恵町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出総額から歳入歳出それぞれ4億4,233万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億6,564万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるとしております。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加、変更は、「第3表債務負担行為補正」によるとしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑では、債務負担行為補正において、第3幼稚園建設が1年延期になった理由についての質疑に、コロナ、ロシアによるウクライナ侵攻の影響で、建設資材の高騰、入荷しないなど提示金額では工事を請けられない。また、技術者不足で工期内に完成しないなどの理由で、全ての業者が入札を辞退したため、物価上昇率を見て再度増額補正し、工期も延ばして発注することになり、1年延期となっております。設計変更はありませんとの答弁でした。

歳入において、17款寄附金で企業版ふるさと納税を寄附したシビックアーツコンサルタントは指名業者がどのような会社かとの質疑に、令和四、五年度競争入札参加資格者名簿登録事業者です。南区が本社で資本金1,000万円、令和4年度年商4億8,797万7,000円、従業員33人で建設コンサルタントの会社ですとの答弁がありました。

歳出において、2款総務費でスマートフォン相談窓口の相談人数と町民への周知方法はどの質疑に、粕屋町では1日に二十数名程度の相談があるので、同程度と考えている。町の広報掲載、チラシの回覧、ホームページなどの周知を予定しているとの答弁がありました。

4款衛生費で、猫対応事業についての質疑に、地域猫活動団体が3団体あり、その団体が餌づけして捕獲し、手術となりその申請件数での手術費用の支払いとなります。猫の苦情は月に二、三件あり、超音波を出す猫撃退の機械を貸し出したり、地域猫活動団体に連絡して対応していただいたりしておりますとの答弁がありました。

10款教育費で、修学旅行コロナ感染対策の費用は当初予算に計上しなかったのかとの質疑に、全額をコロナ交付金での対応としているとの答弁がありました。

文化財発掘調査の質疑に、100年ほど前珪土から文化財が出土したとの報告により、調査するようにとの国からの指示がありました。出土品は教育委員会の管理となるので、歴史資料館に展示しますとの答弁がありました。旅石広場防球ネット設置についての質疑に、長さ50メートル、高さ2メートルで現在設置されていますが、老朽化により外側に倒れているので、高さ7メートルで1墨側と3墨側の一部長さ30メートルにネットを設置しますとの答弁がありました。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第54号について討論に入ります。討論ありませんか。——討論なしと認めます。議案第54号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第54号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第54号令和4年度須恵町一般会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12. 議案第55号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。9番、三角栄重君。

○文教厚生委員長（三角 栄重） 議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

別冊の令和4年度歳入歳出補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ783万5,000円を追加、歳入歳出予算の総額を30億1,156万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしています。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入です。4款1項県補助金13万2,000円の増額補正は、制度改正によるシステムの改修に伴う特別調整交付金の増額によるものです。

5款1項他会計繰入金770万3,000円の増額補正は、人件費の増額に伴い給与費等繰入金を増額するものです。

続いて、歳出です。8ページ、9ページをお開きください。

1款1項総務管理費783万5,000円の増額補正は、職員の人事異動に伴い、職員が1名増加になりましたことによる人件費の増額及び制度改正に伴うシステム改修による委託料の増額補正です。

以上、文教厚生委員会全員賛成で可決しております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありま

せんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第55号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第55号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第55号令和4年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第56号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。11番、田ノ上真君。

○総務建設産業委員長（田ノ上 真） 議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）について、総務建設産業委員の審査報告をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額及び第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を実施計画内訳書にて説明いたします。

2ページ、3ページをお願いいたします。

収益的支出です。第1款第1項営業費用1,052万4,000円の増額です。これは人事異動に伴う職員人件費の増額です。

4ページ、5ページをお願いいたします。

資本的支出です。第1款第1項改良費1,400万円の増額です。これは須恵ダムから佐谷浄水場への導水管漏水処理が必要になったためでございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,529万4,000円は、損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんします。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第56号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第56号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第56号令和4年度須恵町水道事業会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より会議規則第70条の規定により、次のとおり所管事務について、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。議会運営委員会より議会運営及び議会の個人情報の保護に関する条例作成について、広報特別委員会より議会広報の編集について、総務建設産業委員会よりふるさと応援課の業務について、文教厚生委員会より小中学校の学力向上の取組み及びこども発達センターの運営について、以上、各委員会申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、9月議会定例会の全日程を終了しました。本会議終了後、11時25分より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和4年第3回須恵町議会定例会を閉会します。

午前11時11分閉会
